

開催基準要項集

(平成31・令和元年度改定版)



新潟県高等学校体育連盟

目 次

1 新潟県高等学校体育連盟主催大会

- (1) 新潟県高等学校地区体育大会開催基準要項 1
- (2) 新潟県高等学校総合体育大会開催基準要項 8
- (3) 新潟県高等学校体育連盟専門部講習会開催基準要項 1 4
- (4) 新潟県高等学校体育連盟主催大会参加料徴収要項 1 8
- (5) 新潟県高等学校総合体育大会大会役員編成基準表 1 9
- (6) 新潟県高等学校体育連盟 加盟校一覧表 2 0
- (7) 新潟県高等学校体育連盟主催大会主管高等学校業務要領 2 1

2 北信越高等学校体育連盟主催、共催大会

- (1) 北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会開催基準要項 4 1
- (2) 北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表 4 6
- (3) 全国選抜大会ブロック予選新潟県開催種目大会開催基準要項 4 7
- (4) 北信越高等学校体育連盟共催大会基準要項 5 0

3 新潟県高等学校体育連盟共催、後援大会

- (1) 新潟県高等学校体育連盟共催大会開催基準要項 5 3
- (2) 新潟県高等学校体育連盟後援大会開催基準要項 5 6

4 参考資料

- (1) 北信越高等学校体育大会開催基準要項 5 9
- (2) 全国高等学校総合体育大会開催基準要項 6 2
- (3) 学校教育法第1条校以外の学校の全国高校総体参加について 7 2
- (4) 外国人留学生の全国高校総体参加について 7 3
- (5) 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方 7 6

新潟県高等学校体育連盟主催大会

新潟県高等学校地区体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校地区体育大会種目別大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

（１）大会の共催は、新潟県教育委員会及び公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟当該種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）とする。

（２）大会の共催に、（１）の他、開催地市町村教育委員会を加えることができる。

4 後 援

大会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

（１）大会の主管は、専門部とする。

（２）大会の主管に、（１）の他、開催地市町村種目別競技団体を加えることができる。

6 主管高等学校

（１）大会には、主管高等学校（以下「主管校」という。）を置く。

（２）主管校は、当該種目専門部長（以下「部長」という。）の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（３）主管校は、当該大会に参加する高等学校（以下「参加校」という。）とし、輪番制を原則とする。

（４）主管校長は、担当責任者を任命し、大会事務局を設置する。

（５）主管校を複数にする場合は、その内から会計事務担当主管校を定める。

（６）主管校の業務については、別に定める。

7 大会開催

（１）大会は、毎年開催する。

（２）大会は、新潟県高等学校春季地区体育大会及び同秋季地区体育大会（以下「春季大会・秋季大会」という。）として年２回開催する。ただし、専門部の実情により、春季大会又は秋季大会の一方だけを開催することができる。

（３）大会は、上位大会の予選を兼ねて開催することができる。

（４）大会開催種目は、本連盟専門部種目とする。

（５）男子の部及び女子の部は、同一大会の開催を原則とする。

（６）競技方法は、学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。

ただし、専門部の実情により、学校対抗戦又は個人戦の一方だけを実施することができる。

8 大会開催地区

（１）大会開催地区は、次の５地区を原則とする。

ア 新潟地区 イ 下越地区 ウ 中越地区 エ 上越地区
オ 佐渡地区

(2) 本連盟加盟高等学校（以下「加盟校」という。）の所属地区は、別に定める。

(3) 加盟校の参加は、所属地区内大会とすることを原則とする。

(4) 専門部の実情により、地区を合同して大会を開催することができる。

9 大会開催及び変更の申請

(1) 専門部が次のことを要望する場合は、大会実施要項案を添付した申請書を本連盟に提出する。

ア 新たに大会を開催する場合

イ 大会開催地区を変更する場合

ウ 加盟校が所属地区外の大会に参加する場合

エ 大会開催日数を変更する場合

オ 大会実施要項（競技方法・参加資格・参加制限・表彰等）を変更する場合

カ 新たに上位大会の予選を兼ねて開催する場合

(2) 申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。

(3) 本連盟は、提出された申請書を専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

10 引率・監督

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

(2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ保険等）に必ず加入することを条件とする。

※但し、公立学校は、引率・監督がこの基準により限定された範囲内であれば、新潟県または新潟市の規程に従うことを原則とする。

11 大会参加資格

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

(2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

(3) 選手は、大会開催地区内の加盟校に在籍する生徒であることを原則とする。

(4) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動に位置づけられた運動部（当該種目）の部員（以下「部員」という。）であること。

(5) 上記（4）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。

(6) 選手は、平成12年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）大会参加を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

(7) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後2年間に限り混成を認める。

(8) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

(9) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目の専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。

(10) 転校後6ヶ月未満（水泳は1年）の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準じる。）ただし、一家転住等やむを得ない場合は、会長の認可があればこの限りでない。

(11) 選手はあらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の承認を必要とする。

(12) 参加資格の特例

ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、別途定める規定に従い大会参加を認める。

イ 上記(6)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。

(13) 上記(1)から(12)の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。

1 2 大会開催時期及び期間

(1) 春季大会は5月中旬までに、秋季大会は9月上旬から11月下旬の間に開催することを原則とする。

(2) 大会開催の日数は、2日を超えないことを原則とする。

(3) 競技規則及び参加校数等により大会開催日数が2日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。

(4) 大会は、土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。

1 3 大会開催会場

(1) 大会の会場は、参加校の施設とすることを原則とする。

(2) 参加校の施設を会場とする場合は、輪番制を原則とする。

(3) 県内の公営施設を借用する場合は、会長の承認を必要とする。

1 4 大会開催計画書の提出

(1) 当該専門部委員長（以下「委員長」という。）は、専門部地区代表委員（以下「地区代表委員」という。）と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に大会開催計画書を提出する。

(2) 大会開催計画書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 大会開催計画書は、大会開催年度前年の10月31日までに提出する。

(4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会の決定後、代議員会の承認を得る。

- (5) 代議員会の承認後、やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。

1 5 大会役員

(1) 大会会長

大会会長は、副会長（大会開催地区）とする。

(2) 大会副会長

大会副会長は、部長とする。

(3) 大会顧問

大会顧問は、実情に応じ開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(4) 大会参与

ア 大会参与は、参加校の校長とする。

イ 大会参与は、実情に応じ共催する機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

(5) 大会委員長

ア 大会委員長は、主管校長とする。

イ 主管校長が上級役員の場合は、同校教頭とする。（複数の教頭がいる場合は主管校長が指名した者）

(6) 大会副委員長

大会副委員長は、次の者とする。

ア 主管校教頭（大会委員長の場合は除く。）

イ 委員長

ウ 大会開催地区代表委員

(7) 大会委員

大会委員は、次の者とする。

ア 大会開催地区専門部委員

イ 主管校、会場校の体育主任及び担当責任者

ウ 実情に応じ、開催地市町村機関及び種目別競技団体の関係者に委嘱することができる。

1 6 競技役員

- (1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

- (2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

- (3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

- (4) やむを得ず参加校教職員以外の者（以下「外部役員」という。）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

- (5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 大会開催地区内の加盟校教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。

- (6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、予め校長及び本人の承諾を得る。旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。
- (8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は本連盟で負担する。

1 7 外部役員の申請

- (1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催日の15日前までに、本連盟に提出する。
- (2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

1 8 補助役員

- (1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。
- (2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。
- (3) 大会の補助役員数は、本連盟補助役員基準以内とする。
- (4) 本連盟補助役員基準は、別に定める。

1 9 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、専門部で本大会開催基準要項に基づいて審議決定し、主管校が作成する。
- (2) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催	イ 共催	ウ 必要により後援	エ 主管	オ 主管校
カ 開催期日	キ 会場	ク 競技種目	ケ 日程	コ 競技規則
サ 競技方法	シ 引率・監督	ス 参加資格	セ 参加制限	ソ 申込方法
タ 参加料	チ 表彰	ツ 必要により宿泊	テ 諸会議	
ト 連絡事項及び諸注意	ナ その他			

- (3) 主管校は、大会案内状に大会実施要項及び大会参加申込書等を添付し、大会開催期日の20日前までに下記に送付する。

ア 本連盟事務局（2部）

イ 参加予定高等学校長

2 0 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、所定の様式により、定められた期限までに大会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。
- (3) 申込期限は、地区代表委員会を中心に連絡調整を行い、主管校で定める。
- (4) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

2 1 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料を徴収する生徒の基準及び金額は、別に定める。
- (3) 参加料は、大会実施要項により徴収する。
- (4) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

2 2 式 典

開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。

2 3 表 彰

- (1) 団体戦及び個人戦ともに3位まで賞状を授与する。
- (2) 賞状は本連盟で作成する。

2 4 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
 - カ 必要により後援 キ 主管 ク 主管校
- (3) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
 - エ 過去の成績 オ 競技日程 カ その他、専門部で定めたこと
- (4) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。
- (5) プログラムは、商業広告を掲載しないこと及び無料で配布することを原則とする。
- (6) 専門部の実情により商業広告の掲載及び有料販売を行う場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び配布部数は、専門部で定める。

2 5 大会の経費

- (1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。
 - ア 本連盟大会予算
 - イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金
- (2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。
- (3) 大会に使用する競技用具（ボール類等）は、参加校の持ち寄りを原則とする。
- (4) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

2 6 宿 泊

- (1) 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- (2) 宿泊要項は、本連盟が新潟県旅館環境衛生同業組合と協議したものについて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得て定める。
- (3) 宿泊申込みは、本連盟が作成する宿泊要項及び宿泊申込書により、大会実施要項による申込期限までに開催地旅館組合に申し込む。

2 7 大会終了報告

主管校は、プログラム、大会成績3部及び大会終了報告書2部を、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は内容を点検し本連盟に報告する。

- (1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
- (2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
- (3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、3月第2週の金曜日までに報告する。

28 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (3) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (4) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年4月10日 一部改正

平成27年4月 9日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

新潟県高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校総合体育大会種目別大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県教育委員会
- (2) 公益財団法人新潟県スポーツ協会
- (3) 公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体(以下「県種目別競技団体」という。)
- (4) 開催地市町村教育委員会

4 後 援

大会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

- (1) 大会の主管は、専門部とする。
- (2) 大会の主管に県種目別競技団体を加えることができる。

6 主管高等学校

- (1) 大会に主管高等学校（以下「主管校」という。）を置く。
- (2) 主管校は、当該種目専門部長（以下「部長」という。）の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 主管校は、当該大会に参加する高等学校（以下「参加校」という。）による輪番を原則とする。
- (4) 主管校長は、担当責任者を任命し、大会事務局を設置する。
- (5) 主管校を複数にする場合は、その内から会計事務担当主管校を定める。
- (6) 主管校の業務については、別に定める。

7 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、夏季・冬季に分けて開催する。
- (3) 北信越高等学校体育大会（以下「北信越大会」という。）のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (4) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）のある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 大会開催種目は、本連盟専門部種目とする。
- (6) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (7) 男子の部及び女子の部は、同一大会の開催を原則とする。
- (8) 参加校数等により男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、専門部委員長会議

で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

8 大会開催及び変更の申請

(1) 専門部が次のことを要望する場合は、大会実施要項案を添付した申請書を本連盟に提出する。

ア 新たに大会を開催する場合

イ 大会開催日数を変更する場合

ウ 大会実施要項（競技方法・参加資格・参加制限・表彰等）を変更する場合

エ 新たに上位大会の予選を兼ねて開催する場合

(2) 申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。

(3) 本連盟は、提出された申請書を専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

9 引率・監督

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。

(2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ保険等）に必ず加入することを条件とする。

※但し、公立学校は、引率・監督がこの基準により限定された範囲内であれば、新潟県または新潟市の規程に従うことを原則とする。

10 大会参加資格

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

(2) 選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

(3) 選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動に位置づけられた運動部（当該種目）の部員（以下「部員」という。）であること。

(4) 上記（3）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。

(5) 選手は、平成12年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）

大会参加を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

(6) ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後2年間に限り、混成を認める。

(7) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

(8) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。

- (9) 選転校後6ヶ月未満(水泳は1年)の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準じる。)ただし、一家転住等やむを得ない場合は、会長の認可があればこの限りでない。
- (10) 選手はあらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (11) 参加資格の特例
- ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと会長が認める生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
- イ 上記(5)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
- ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。
- (12) 上記(1)から(11)の他、上位大会実施要項に準じ専門部で定める。
- (13) ダンス大会の参加資格については、ダンス専門部で定める。
- 1.1 大会の開催時期及び期間
- (1) 大会開催の日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (2) 参加校数等により3日を超える場合は、当該種目の新潟県高等学校地区体育大会を予選とする。
- (3) 競技規則等により大会開催日数が3日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。
- (4) 大会は、6月の第1土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とし、男子の部及び女子の部を別大会とする場合は、その一方を5月の最終土曜日・日曜日を中心に開催することを原則とする。
- (5) 次の種目は、上位大会の参加申込期限を参考に開催期日を決定する。
- ア 水泳大会 イ 全国高校総体ラグビーフットボール大会新潟県予選会
ウ 駅伝競走大会 エ スキー大会
- 1.2 大会開催会場
- 大会の会場は、本連盟加盟校の施設及び新潟県内の公営施設とする。公営施設を使用する場合は、会長の承認を必要とする。
- 1.3 大会開催計画書の提出
- (1) 当該種目専門部委員長(以下「委員長」という。)は、関係者と緊密な連絡調整を行い、部長の承認を得て本連盟に計画書を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は別に定める。
- (3) 計画書は、大会開催年度前年の9月1日までに提出する。
- (4) 大会の期日・会場・主管校・運営予算は、専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。
- (5) 代議員会承認後やむを得ず期日・会場・主管校を変更する場合は、会長の承認を必要とする。
- 1.4 大会役員
- (1) 大会役員は、新潟県高等学校総合体育大会大会役員基準表による。
- (2) 上記大会役員基準表は、別に定める。

1 5 競技役員

(1) 競技役員の構成は、専門部で定める。

(2) 競技役員には、必ず次の係を置く。

ア 救護係 イ 大会参加料係 ウ 補助役員係

(3) 競技役員は、参加校の教職員に委嘱することを原則とする。

(4) やむを得ず参加校教職員以外の者（以下「外部役員」という。）に委嘱する必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を必要とする。

(5) 外部役員を委嘱する場合は、次の順で会場に近距離の者から委嘱することを原則とする。

ア 加盟校の教職員に、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。

イ 種目別競技団体関係者に、所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。

(6) 外部役員の旅費は、本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(7) 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得る。旅費は本連盟旅費支給内規により本連盟から支給する。

(8) 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、会長の承認を必要とする。必要経費は、本連盟で負担する。

1 6 外部役員の申請

(1) 委員長は、主管校の要請により検討調整を行い、部長の承認を得て申請書を大会開催期日の15日前までに本連盟に提出する。

(2) 申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。

(3) 本連盟は、申請書に基づいて検討し、結果を主管校に連絡するとともに旅費を主管校長に送金する。

1 7 補助役員

(1) 補助役員は、参加校の部員に委嘱することを原則とする。

(2) 補助役員は、会場に近距離の参加校から順次委嘱することを原則とする。

(3) 補助役員数は、本連盟補助役員基準以内とする。

(4) 補助役員基準は、別に定める。

1 8 大会実施要項

(1) 大会実施要項は、専門部で本開催基準要項により審議決定し、主管校が作成する。

(2) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 主管校
カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ 競技種目 コ 競技規則
サ 競技方法 シ 引率・監督 ス 参加資格 セ 参加制限 ソ 申込方法
タ 参加料 チ 表彰 ツ 宿泊 テ 北信越大会及び全国高校総体参加資格
ト 諸会議 ナ 連絡事項及び諸注意 ニ その他専門部で必要な事項

(3) 主管校は、大会案内状に大会実施要項及び大会参加申込書等を添付し、大会開催期日の20日前までに下記に送付する。

ア 本連盟事務局（2部）

イ 参加予定高等学校長

1 9 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。
- (3) 申込期限は、専門部で定める。
- (4) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

2 0 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料を徴収する生徒の基準及び額は別に定める。
- (3) 参加料は、大会実施要項により徴収する。
- (4) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

2 1 大会の式典

開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。

2 2 表 彰

- (1) 学校対抗戦で男子の部及び女子の部に優勝した高等学校には、本連盟から優勝旗を授与する。
- (2) 優勝旗は、次期大会で返還する。
- (3) 団体戦入賞校及び個人戦入賞者には会長が賞状を授与する。
- (4) 賞状授与対象の数は、本連盟主催大会賞状授与基準による。
- (5) 上記基準は、別に定める。
- (6) 上記の他、関係機関及び団体からカップ・トロフィー・メダル等を授与する場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) 賞状は、本連盟で作成する。

2 3 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
カ 必要により後援 キ 主管 ク 主管校
- (3) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
エ 過去の成績 オ 競技日程 カ その他、専門部で定めたこと
- (4) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。
- (5) プログラムは、商業広告を掲載しないこと及び無料で配付することを原則とする。
- (6) 専門部の実情により商業広告の掲載及び有料販売を行う場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び部数は、専門部で定める。
及び部数は、専門部で定める。

2 4 大会の経費

- (1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。

ア 本連盟大会予算

イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金

(2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。

(3) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

2 5 宿 泊

(1) 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。

(2) 宿泊要項は、本連盟が新潟県旅館環境衛生同業組合と協議したものについて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得て定める。

(3) 宿泊申込みは、本連盟が作成する宿泊要項及び宿泊申込書により、大会実施要項による申込期限までに開催地旅館組合に申し込む。

2 6 大会終了報告

主管校は、プログラム、大会成績 3 部及び大会終了報告書 2 部を、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は内容を点検し本連盟に報告する。

(1) 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施した事業は、7 月 31 日までに報告する。

(2) 7 月 1 日から 11 月 30 日の間に実施した事業は、12 月 31 日までに報告する。

(3) 12 月 1 日から年度末にかけて実施した事業は、3 月第 2 週の金曜日までに報告する。

2 7 附 則

(1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。

(2) 大会に参加する生徒は必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。

(3) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。

(4) 本開催基準要項は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 1 7 年 4 月 10 日 一部改正

平成 2 2 年 4 月 8 日 一部改正

平成 2 7 年 4 月 9 日 一部改正

平成 3 1 年 4 月 11 日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟専門部講習会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟種目別専門部講習会（以下「講習会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項を定める。

2 主 催

講習会の主催は、新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共 催

次の機関及び団体を共催とすることができる。

- (1) 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）
- (2) 県スポーツ協会加盟種目別競技団体
- (3) 講習会開催地市町村教育委員会
- (4) 新潟県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）

ただし、次の場合に限る。

ア 県中体連に当該専門部が設置されていること。

イ 県中体連会長の承認を得ていること。

4 後 援

講習会には、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）の実情により、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

講習会の主管は専門部とする。また、県中体連が共催する場合は、県中体連当該種目専門部を加えることができる。

6 講習会開催

- (1) 講習会は、専門部の計画により、毎年開催する。
- (2) 講習会は、県下全域を対象として開催することを原則とする。ただし、専門部の実情により、会長の承認を得て地区単位で開催することができる。
- (3) 講習会は、毎年度内1回とする。
- (4) 地区単位で開催する場合は、同地区年度内1回とする。

7 開催計画書の提出

- (1) 専門部委員長（以下「委員長」という。）は、関係者と連絡調整を行い、専門部長（以下「部長」という。）の承認を得て、本連盟に講習会開催計画書を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は別に定める。
- (3) 計画書は、講習会開催年度前年の10月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、計画書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

8 講習会の内容

講習会の内容は、次のとおりとする。

ア 審判講習会 イ 指導者講習会 ウ 技術講習会

9 講習会参加対象者

(1) 審判講習会及び指導者講習会の参加対象者は次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校に所属する教職員

イ 県中体連と共催する場合は、県中体連加盟校に所属する教職員を加えることができる。

(2) 技術講習会の参加対象者に、上記(1)の他、生徒を加えることができる。

(3) 技術講習会で生徒を参加対象者とする場合は、次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校に在籍する生徒であること。

イ 在籍する加盟校が設置する当該運動部の部員であること

ウ 専門部及び参加高等学校から選抜された生徒であること。

エ 選抜基準及び参加人数は専門部で定める。

オ 生徒が参加する場合は、在学する学校の校長の承認を得なければならない。

カ 県中体連と共催して開催する技術講習会で、中学生を参加対象者とする場合は、参加資格等の詳細は県中体連で定める。

10 講習会開催期間

(1) 講習会は、長期休業中又は土曜日・日曜日に開催することを原則とする。

(2) 講習会の開催日数は、次のとおりとする。

ア 審判講習会及び指導者講習会は、2日以内とする。

イ 技術講習会は、3日以内とする。

11 講習会会場

(1) 講習会の会場は、新潟県内とする。

(2) 講習会の会場は、本連盟加盟校の施設又は県内の公営施設とすることを原則とする。

12 講習会講師

(1) 講習会の講師は、専門部で決定する。

(2) 講師の旅費等は、次のとおりとする。

ア 本連盟加盟校の教職員には、本連盟旅費支給内規により講習会運営費から支給する。

イ 本連盟加盟校以外の者には、その必要経費を講習会運営費で負担する。

13 講習会実施要項

(1) 講習会実施要項は、本講習会開催基準要項に基づき、専門部で作成する。

(2) 講習会案内状及び講習会実施要項(参加申込書を含む。)の送付は、次のとおりとする。

ア 本連盟への送付部数は2部とする。

イ 参加対象校の校長に、開催期日の20日前までに送付する。

ウ 県中体連・関係機関・関係団体への送付は、専門部で定める。

(3) 講習会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 開催期日
カ 会場 キ 日程 ク 講習会内容 ケ 講師紹介 コ 参加対象者
サ 必要により参加料 シ 参加申込方法 ス 連絡先及び責任者
セ 連絡事項 ソ その他必要事項

1 4 参加申込み

- (1) 講習会に参加する高等学校は、所定の様式により定められた期限までに、講習会実施要項による申込先に申し込むものとする。
- (2) 参加申込書の様式及び申込期限は専門部で定める。ただし、参加申込書には校長名及び参加承認印の欄を設けるものとする。

1 5 講習会参加料

- (1) 本連盟加盟校関係者からは参加料を徴収しないことを原則とする。
- (2) やむを得ず参加料を徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。
- (3) 参加料を徴収する場合は、次のとおりとする。
 - ア 参加料は、1人1,000円以内とする。(資料代も含む。)
 - イ 金額及び徴収方法等の詳細は、専門部で定める。
 - ウ 参加料は、講習会の運営経費に充てる。
 - エ 本連盟加盟校以外(中体連も含む。)の参加者に対する参加料等の詳細は、関係団体と協議し、専門部で定める。

1 6 講習会の経費

講習会の準備及び運営のための経費は、次によりまかなう。

- (1) 本連盟講習会予算(1 専門部年間100,000円以内とする。)
- (2) 関係機関及び団体からの補助金又は助成金
- (3) 必要により参加料

1 7 宿 泊

- (1) 講習会参加者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項によることを原則とする。
- (2) 生徒の参加する技術講習会で宿泊を要する場合は、上記(1)の他、次のとおりとする。
 - ア 参加生徒の健康面への配慮及び教育的・経済的な配慮を十分行う。
 - イ 宿泊料金は、本連盟宿泊要項による宿泊料金を超えないこととする。
 - ウ 生徒の宿泊に関する詳細は、専門部で定める。

1 8 講習会終了報告

- (1) 委員長は、次の各期に、講習会資料及び参加者名簿を添付した講習会終了報告書を、部長の承認を得て、本連盟に提出する。
 - ア 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 - イ 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 - ウ 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、3月第2週の金曜日までに報告する。
- (2) 講習会終了報告書に記載する内容及び様式は、別に定める。

1 9 附 則

- (1) 講習会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (2) 実技を伴う講習会に参加する生徒の実技講習中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の治療に係る費用は個人負担とする。
- (3) 実技を伴う講習会には、救護係を置く。

(4) 救護係については、次のとおりとする。

ア 救護係を加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、事前に校長及び本人の承諾を得る。

旅費は、本連盟旅費支給内規により講習会運営経費から支給する。

イ 救護係を加盟校以外の者に委嘱する場合は、その必要経費を講習会運営費で負担する。

(5) 実技を伴う講習会を開催する際は、医療機関に対して協力依頼を行い、参加者の疾病及び傷害等の対処に万全を期す。

(6) 本講習会開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成15年4月10日 一部改正

平成27年4月 9日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟主催大会参加料徴収要項

1 大会参加料を徴収する大会

- (1) 新潟県高等学校春季地区体育大会
- (2) 新潟県高等学校秋季地区体育大会
- (3) 新潟県高等学校総合体育大会（ただし、駅伝競走大会は除く）

2 大会参加料

- (1) 上記の大会に参加する生徒は、参加料を納入しなければならない。
- (2) 大会参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

3 大会参加料の額

- (1) 大会参加料の額は、1人550円とする。（※平成22年度現在）
- (2) 大会参加料の額を変更する場合は、本連盟理事会で審議決定し、代議員会の承認を得なければならない。

4 大会参加料を徴収する範囲

- (1) 大会参加料を徴収する範囲は、各大会実施要項に定める参加者（生徒）とする。
ア 選手 イ 補員 ウ マネージャー など
- (2) 大会参加申込書に記載のない者であっても、大会参加を追加承認された場合には参加料を徴収する。

5 大会参加料徴収方法

- (1) 競技役員に大会参加料係を置く。
- (2) 大会実施要項に大会参加料の額及び徴収方法を記載する。
- (3) 参加校は、上記大会実施要項により大会参加料を納入する。

6 大会参加料係の任務

- (1) 本連盟から主管校に送付する「大会参加人数明細書」に、大会参加申込書に基づいて参加生徒数を記入し、参加料の受付簿とする。
- (2) 主管校長名又は専門部長名で受領書を作成する。
- (3) 上記受領書を作成する経費は、大会予算の科目（事務消耗品費）から支出する。
- (4) 大会実施要項に定められた徴収方法により、参加校から参加料を徴収する。
- (5) 参加料徴収後、直ちに大会参加人数明細書を本連盟に提出する。
- (6) 徴収した参加料は、本連盟から主管校に送付する「大会参加料振込用紙」を使用して本連盟に送金する。
- (7) 大会参加人数明細書の写し及び振込金受取書を添えて、主管校長に報告する。

新潟県高等学校総合体育大会大会役員編成基準表＜平成31・令和元年度＞

大会役員	県関係	県スポーツ協会	種目別競技団体	開催市町村	県高体連
名 誉 顧 問	知 事				
名 誉 会 長	教 育 長				
名 誉 副 会 長		(会 長)			
			会 長		
				教 育 長	
大 会 会 長					会 長
大 会 副 会 長					副 会 長
顧 問	教 育 次 長				
				市 町 村 長	
		副 会 長			
				教 育 委 員	
					顧 問
					元 理 事 長
					元 事 務 局 長
参 与	保健体育課長				
	高等学校教育課長				
					加盟高等学校長
		専 務 理 事			
		常 務 理 事			
			副 会 長		
				主 管 課 長	
				会場管理責任者	
大 会 委 員 長					当 該 専 門 部 長
大 会 副 委 員 長					主 管 校 長
委 員					理 事 長
					事 務 局 長
					各 専 門 部 委 員 長
	保健体育課 課長補佐				
	保健体育課 関係指導係長				
	保健体育課 関係指導主事				
			理 事 長		
				主 管 課 長 補 佐	
					当 該 専 門 部 委 員

＊上記のほか、各専門部で定める。

平成31・令和元年度 新潟県高等学校体育連盟 加盟校一覧表

新潟地区		
通番	略称	校名
1	新	潟
2	新	潟中央
3	新	潟江南
4	新	潟江南
5	新	潟西
6	新	潟東
7	新	潟北
8	新	潟工
9	新	潟商
10	新	潟向陽
11	白	根
12		巻
13	巻	総合
14	吉	田
15	分	水
16	万	代
17	高	志中等
18	新	潟明訓
19	北	越
20	新	潟青陵
21	新	潟清心女子
22	敬和	学園
23	新	潟第一
24	東京学館	新潟
25	日本	文理

25校

下越地区		
通番	略称	校名
26	新	発田
27	西	新発田
28	新	発田南
29	新	発田農
30	新	発田商
31	村	上
32	村	上桜ヶ丘
33	村	上中等
34	中	条
35	阿	賀野
36	豊	栄
37	新	津
38	新	津工
39	新	津南
40	五	泉
41	村	松
42	阿	賀黎明
43	新	発田中央
44	開	志国際

19校

中越地区		
通番	略称	校名
45	長	岡
46	長	岡大手
47	長	岡向陵
48	長	岡農
49	長	岡工
50	長	岡商
51	見	附
52	正	徳
53	栃	尾
54	三	条
55	三	条東
56	新	潟県央工
57	三	条商
58	燕	中等
59	加	茂茂
60	加	茂農林
61	小	千谷
62	小	千谷西
63	小	出
64	国	際情報
65	六	日町
66	八	海
67	塩	沢商工
68	十	日町
68-1	十	日町松之山
69	十	日町総合
70	津	南中等
71	中	越
72	帝	京長岡
73	加	茂曉星

29校・分校1校

上越地区		
通番	略称	校名
74	柏	崎
75	柏	崎常盤
76	柏	崎総合
77	柏	崎工
78	柏	崎翔洋中等
79	高	田
79-1	高	田安塚
80	高	田北城
81	高	田農
82	上	越総合技術
83	高	田商
84	新	井
85	直	江津中等
86	有	恒
87	久	比岐
88	松	代
89	糸	魚川
90	糸	魚川白嶺
91	海	洋
92	上	越
93	関	根学園
94	新	潟産大附

21校・分校1校

佐渡地区		
通番	略称	校名
95	佐	渡
96	羽	茂
97	佐	渡中等
98	佐	渡総合

4校

定時制・通信制		
通番	略称	校名
1	新	潟翠江
2	西	新発田
3	新	発田南・豊浦
4	荒	川
5	長	岡明徳
6	堀	之内
7	十	日町
8	出	雲崎
9	高	田南城
10	明	鏡
11	開	志学園
12	長	岡英智
13	佐	渡相川

13校

全日制	98校
定通制	13校
分 校	2校
加盟校合計	113校

新潟県高等学校体育連盟主催大会 主管高等学校業務要領

大会前の主な業務

1 大会開催内容等の確認

(1) 主管校は、開催年度の代議員会承認事項により、次のことについて確認する。

ア 開催期日

イ 会場及び借用用具

ウ 会場準備日程及び競技日程

エ 会場借用の事務手続き及び借用料（加盟校以外の施設を使用する場合）

(2) 主管校は、上記(1)の確認事項のうち、大会開催期日・会場・会場借用料等に変更がある場合又は代議員会当日未決定の場合は、早急に決定し、専門部委員長の承認を得て大会実施要項作成前に本連盟事務局に連絡し、会長の承認を得る。

2 共催、後援の申請

(1) 本連盟主催大会（春・秋季地区大会及び県高校総体）の共催団体への申請は次のとおりとする。

県教育委員会、県スポーツ協会、会場地市町村教育委員会、県競技団体への申請は本連盟事務局が行う。

(2) 種目別大会の実情により後援を申請する必要がある場合は、会長の承認を得て各専門部又は主管校が行う。

3 大会開催案内状の作成（様式1）

主管校は、大会開催案内状を作成する。

4 大会実施要項の作成（様式2）

主管校は、当該大会の開催基準要項及び専門部の申し合わせ事項により大会実施要項を作成する。

5 大会参加申込書の作成（様式3）

主管校は、当該大会の開催基準要項及び専門部の申し合わせ事項により大会参加申込書を作成する。

6 専門部の連絡事項作成（様式4）

専門部から関係高等学校に連絡事項がある場合は、大会実施要項と区別し、連絡事項の文書を作成する。

7 大会案内状の発送

(1) 大会案内状には、次の書類を添付する。

- ア 大会実施要項
- イ 大会参加申込書
- ウ 宿泊要項（本連盟が旅館組合と協議して作成したもの）
- エ その他、必要に応じ専門部の連絡事項等

(2) 大会案内状の送付先は次のとおりとする。

- ア 参加予定加盟校の長及び加盟校以外の参加予定校
- イ 当該種目専門部長及び委員長
- ウ 共催及び後援機関・団体（新潟県教育委員会及び新潟県スポーツ協会には、本連盟事務局が送付する。）
- エ 大会会場責任者（会場が加盟校の場合は、同校体育主任）
- オ 上記の他、専門部の事情により必要な組織・機関等

(3) 大会案内状は、大会開催期日の20日前までに送付する。

8 大会経費等の申請

(1) 主管校は、大会案内状及び添付書類を2部添付した大会経費申請書を本連盟事務局に提出する。

(2) 大会経費申請書は、本連盟の「大会経費申請書」を使用する。

(3) 大会経費申請書は、大会開催期日の20日前までに提出する。

(4) 本連盟事務局は、大会経費申請書に基づき、主管高等学校長に大会経費を送金するとともに、次の書類等を送付する。

- ア 大会経費送金通知書兼賞状送付通知書
- イ 大会予算明細書兼大会経費受領書
（受領書は、大会経費受領後、速やかに本連盟事務局に返送する。）
- ウ 大会参加人数明細書
- エ 大会参加料振込用紙
- オ 大会経費・外部競技役員旅費返金振込用紙
- カ 賞状
- キ 県高校総体主管校には、優勝旗用リボン（男子・女子各1本）
- ク 大会終了報告書（2部）

9 プログラムの広告掲載及び販売が必要な場合の申請

(1) プログラムの広告掲載及び販売が必要な場合は、本連盟会長に申請し、承認を得る。

(2) 申請書は本連盟の「主催大会プログラム（広告掲載、販売）申請書」を使用する。

(3) 申請書は、大会開催期日の20日前までに本連盟事務局に提出する。

10 共催及び後援機関・団体への補助金等の申請

(1) 新潟県への申請は本連盟事務局が行う。

(2) 開催地市町村及び県種目別競技団体に申請する場合は、主管校又は専門部が行う。

1 1 大会開催経費

(1) 大会の準備及び運営に必要な経費は、下記ア、イでまかなうことを原則とする。

ア 本連盟大会予算

イ 当該大会関係機関及び種目別競技団体の補助金又は助成金

(2) プログラムの広告及び販売による収入がある場合は、運営費に充てる。

(3) 地区体育大会では競技用具は、参加校の持ち寄りを原則とする。

(4) 上記の他、大会運営経費を参加校から徴収する必要がある場合は、会長の承認を必要とする。

1 2 外部競技役員の申請

(1) 主管校は、当該大会の開催基準要項に則り、関係者との連絡調整を行ったうえで、外部競技役員委嘱申請書を専門部委員長に提出する。

(2) 申請書は、本連盟の「外部競技役員委嘱申請書」を使用する。

(3) 申請書は、大会開催期日の20日前までに専門部委員長に提出する。

【注意】

ア 本連盟主催大会の競技役員は、参加高等学校の教職員で編成するよう努める。

イ やむをえず、外部競技役員を委嘱する場合は、極力少人数とする。

ウ 次の種目大会は、救護係を除き外部競技役員を委嘱しない。

(本連盟申し合わせ事項)

(ア) ソフトテニス (イ) 卓球 (ウ) バドミントン (エ) テニス

1 3 組み合わせ抽選会議の開催

(1) 地区体育大会の組み合わせ抽選会議及び準備会議等は、主管校関係者及び地区代表委員、地区内委員等極力少人数で行う。

(2) 県高校総体の組み合わせ抽選会議及び準備会議等は、主管校関係者及び専門部委員等極力少人数で行う。

(3) 参加校全顧問を招集して開催することは避ける。

(4) 組み合わせ抽選作業及びプログラム編成作業等で多人数を必要とする場合は、会場に隣接する高等学校長の承認を得て同校顧問の協力を得る。

1 4 大会役員の編成及び委嘱状の発送

(1) 大会役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。

(2) 大会役員の委嘱は、次のとおりとする。

ア 本連盟関係役員の委嘱状は、必要としない。(本連盟申し合わせ事項)

イ 新潟県教育委員会・(公財)新潟県スポーツ協会・開催地市町村教育委員会の関係者には本連盟が委嘱する。

ウ 上記の他は、主管校が委嘱する。

1 5 競技役員の編成及び委嘱（様式 5、6）

（１）競技役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。

（２）競技役員の委嘱は、次のとおりとする。

ア 競技役員の所属する高等学校長又は所属長に、派遣依頼状を送付し承認を得る。

イ 競技役員には、委嘱状を送付して承認を得る。

1 6 補助役員の編成及び委嘱（様式 7）

（１）地区体育大会・県高校総体の補助役員の編成は、当該大会の開催基準要項に基づいて行う。

（２）補助役員生徒は、在籍する高等学校長に補助役員派遣依頼状を送付し承認を得る。

1 7 プログラムの作成

（１）プログラムは、当該大会の開催基準要項に基づいて主管校が作成する。

（２）プログラムに共通して記載する内容は、次のとおりとする。

ア 大会役員

イ 競技役員（救護係・大会参加料係・補助役員係の氏名及び所属名も記載する。）

ウ 補助役員（高等学校名と人数を記載する。）

エ プログラムに記載する高等学校名は、加盟校略称校名とする。

オ プログラムの表紙は、様式 8 又は様式 9 を参考に作成する。

1 8 医療機関への協力依頼

（１）大会参加者の大会開催期間中における疾病及び傷害等に対処できるよう、会場に近い医療機関に対し大会名・期日・会場等を連絡し、協力を依頼する。

（２）特に土曜日・日曜日・祭日に開催する大会は、救急病院等を確認し、協力を依頼する。

（３）参加校の引率責任者に対して、医療機関を明示する。

1 9 競技会場の準備等

（１）加盟校の施設を会場とする場合は、同校の体育授業及び部活動等に支障の少ない時間を選んで準備を行う。

（２）競技規則等により公式練習が必要な種目大会を除き、加盟校の施設を前日の練習会場として使用しない。

2 0 大会経費の執行

（１）大会経費の執行は、次のとおりとする。

ア 大会経費は各費目予算に基づいて執行するものとするが、やむをえない事情のある場合は、20%以内で費目変更を認める。（会場借用料及び運搬費は除く。）

イ 全ての支出に対し、領収証を必要とする。

ウ 大会経費で残金が出た場合は、本連盟に返金する。

(2) 大会経費の費目内容は、次のとおりとする。

ア 消耗品費；競技会場関係（石灰・ラインテープ等）

競技用具関係（ボール類等）〔地区体育大会は、参加高等学校の持ち寄りを原則とする〕

イ 事務消耗品費；筆記用具類 各種用紙 セロテープ類等

ウ 印刷製本費；プログラム 大会実施要項 参加申込書 その他印刷物

エ 通 信 費；郵送料 電話料

オ 会 議 費；お茶及び茶菓子代

カ 運 搬 費；競技用具等の運搬経費

キ 借 損 料；競技用具等の借用料 施設等の借用料

※ 会場借用料が大会予算では不足する場合は、事前に確認し、大会経費申請書に記載する。不足額は、本連盟事務局から主管高等学校長に送金する。

2 1 大会参加料の事務処理

(1) 主管校は、本連盟事務局から送付する大会参加人数明細書及び大会参加料振込用紙を大会参加料係に渡す。

(2) 大会参加料係の任務は、次のとおりとする。

ア 本連盟の定める主催大会参加料徴収基準に基づいて、大会参加申込書による人数を大会参加人数明細書に記入し、受付簿を作成する。

イ 主管高等学校長又は専門部長名による大会参加料受領書を作成する。

ウ 大会実施要項で定められた参加料納入方法により参加料を徴収する。

エ 参加料徴収後、速やかに大会参加人数明細書を本連盟事務局に提出するとともに大会参加料振込用紙で本連盟に参加料を送金する。

オ 大会参加人数明細書の写し及び振込金受取書を主管高等学校長に提出し、本連盟事務局への参加料の納入を報告する。

※振込金受取書が、本連盟の受領書の代わりとなるので、大切に保管する。

大会終了後の主な業務

1 大会終了礼状及び成績等の報告

(1) 主管校は、大会終了の礼状を作成する。(様式10)

(2) 大会終了礼状及び成績等の送付先は、次のとおりとする。

ア 参加高等学校長

イ 開催地市町村教育委員会

ウ その他、関係機関及び団体等

※ 新潟県教育委員会及び新潟県スポーツ協会には本連盟事務局が送付する。

2 大会終了報告書の提出

(1) 主管校は、大会終了報告書2部にプログラム3部及び成績3部を添付し、次の各期にまとめて部長に提出する。部長は、内容を点検し本連盟に報告する。

① 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。

② 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。

③ 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、3月第2週の金曜日までに報告する。

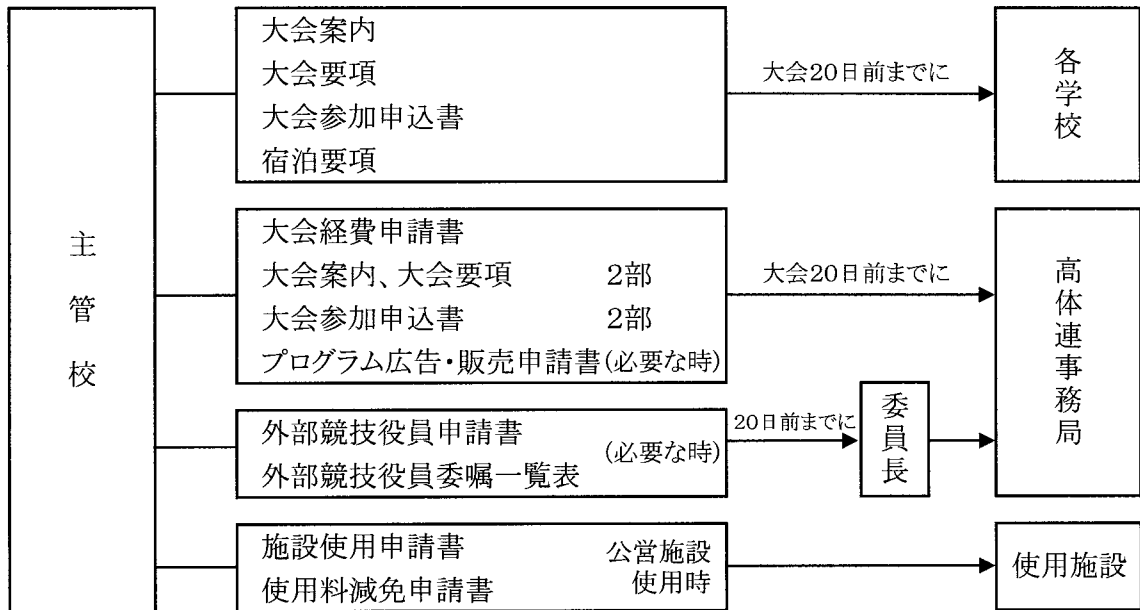
(2) 大会終了報告書の1部に大会経費全ての領収書を添付する。

(3) 報告書は、本連盟の「大会終了報告書」を使用する。

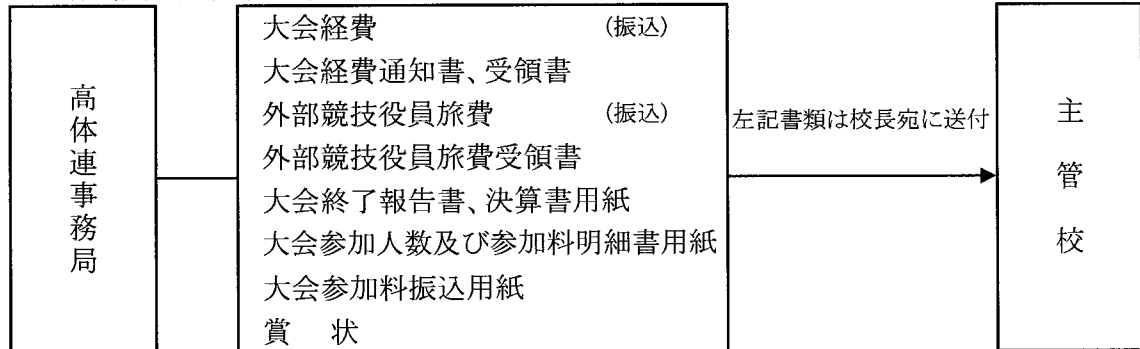
(4) 大会終了報告書は、部長の決裁後、1部は保管し、受領書を添付した大会終了報告書及びプログラム・成績各2部を本連盟事務局に送付する。

主管校業務フローチャート

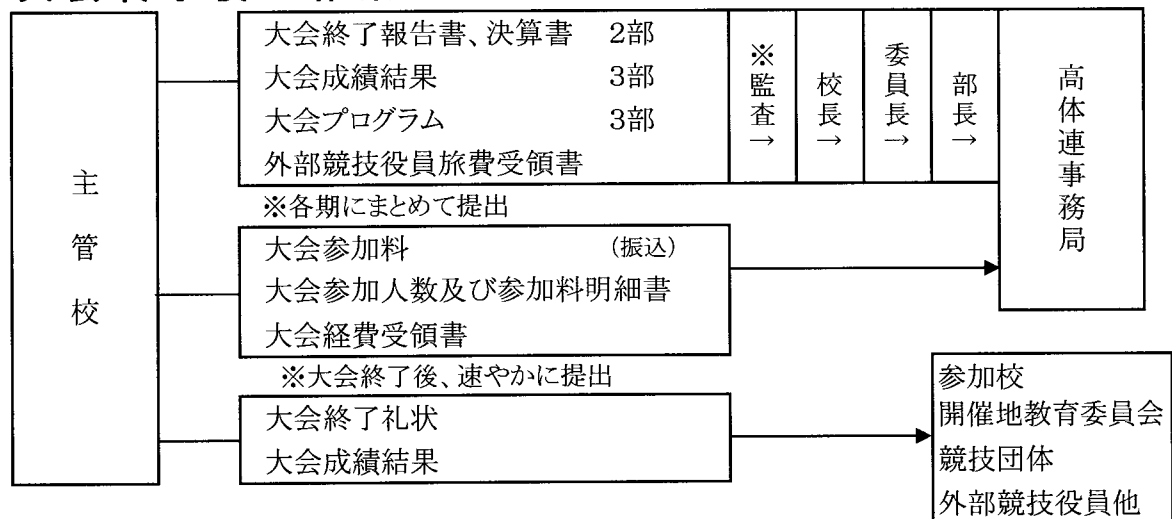
大会前の作業



大会開催関係書類受領後の高体連事務局から発送するもの



大会終了後の作業



- ※ 大会成績結果を各新聞社に送付又はFAXする。
- ※ 大会終了後、運営費の残金は高体連事務局に返金する。
- ※ 施設借用料及び運搬費は、残が出れば返金、不足であれば高体連事務局に請求する。
- ※ 監査は、主管校の出納責任者(副校長・教頭・事務長)が行う。
- ※ 主管校は、大会終了報告書等を専門部へ提出する。専門部は、次の各期にまとめて高体連事務局に提出する。
 - (1) 4月1日から6月30日の間に実施した事業は、7月31日までに報告する。
 - (2) 7月1日から11月30日の間に実施した事業は、12月31日までに報告する。
 - (3) 12月1日から年度末にかけて実施した事業は、3月第2週の金曜日までに報告する。

様式1 主催大会開催案内状

平成 年 月 日

高等学校長 様

開催地区の副会長 -----> 新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会

〇〇地区〇〇〇大会の開催について（案内）

標記大会を別紙大会実施要項により開催しますので、貴校生徒及び関係職員の参加について御配慮くださるようお願いいたします。

記

<同封書類>

- | | |
|---------------|-----|
| 1 大会実施要項 | 〇 部 |
| 2 大会参加申込書 | 〇 部 |
| 3 宿泊要項及び宿泊申込書 | 〇 部 |

・
・
・

※ 県高校総体の場合

1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。

2 表題を

「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼平成〇〇年度全国高等学校
総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会の開催について（案内）」

とする。

様式2 地区体育大会実施要項

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会実施要項

- 1 主 催 新潟県高等学校体育連盟
- 2 共 催 新潟県教育委員会 県種目別競技団体(開催市町村教育委員会)
- 3 主 管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部
- 4 主管校 〇〇〇高等学校
- 5 期 日 平成〇年〇月〇日(曜日)～平成〇年〇月〇日(曜日)
開会式 〇月〇日(曜日) 〇〇時〇〇分
- 6 会 場 ※加盟校の施設の場合;会場となる学校名を全て記載する。
※加盟校以外の施設の場合;正式名・住所・電話番号を記載する。
- 7 競技日程 第1日目 競技開始時間〇時〇分・競技終了時間〇時〇分
第2日目 競技開始時間〇時〇分・競技終了時間〇時〇分
- 8 競技種目
- 9 競技規則
- 10 競技方法
(1) 学校対抗 (2) 順位の決定方法 (3) 種目の得点 (4) 試合時間
(5) 試合方法(トナメント戦方式・リーグ戦方式) (6) その他専門部で定めた事項
- 11 引率・監督
- 12 参加資格
※当該大会開催基準要項の「大会参加資格」を参考に記載する。
- 13 参加制限
※参加チーム数(各高等学校1チームとする。)
※個人戦(シングルス・ダブルス・各種目・各階級等)の各高等学校参加組数及び
参加人数。
※チームの編成(監督・コーチ・マネージャー・選手数・補員数)
チームの編成は全国高校総体各大会実施要項に準じて記載する。
※加盟校の分校及び定通生徒の参加については、各専門部で定める。
※その他各専門部で定めた参加制限を記載する。
- 14 参加申込方法
参加申込は、所定の参加申込用紙に記入し、期限までに申込先に送付すること。
申込期限が過ぎた学校は参加できない。
(1) 申込先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所
〇〇〇高等学校内
平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会事務局
担当責任者〇〇〇〇
TEL () - () - ()
(2) 申込期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日(曜日) 必着

15 大会参加料

※大会に参加する生徒は、参加料を納入する。

※参加料を徴収する生徒の範囲

大会実施要項に定めた参加生徒（選手・補員・マネージャー）

※参加料の額 1 人〇〇円。

※参加料徴収方法（参加料係氏名も必ず記載する。）

【注意】 この項には、参加料以外は記載しない。

16 表彰

団体戦、個人戦ともに 3 位まで新潟県高等学校体育連盟から賞状を授与する。

17 宿泊

（１）参加生徒及び大会関係者の宿泊は、新潟県高等学校体育連盟宿泊要項による。

（２）宿泊申込は、所定の宿泊申込用紙に記入し、申込先に送付すること。

ア 申込先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所

担当責任者〇〇〇〇

TEL（ ）-（ ）-（ ）

イ 申込期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 必着

18 上位大会出場資格

※上位大会の予選を兼ねて開催する場合は、次のことを記載する。

ア 兼ねて開催する大会名

イ 参加資格を与える基準（参加チーム数・個人戦参加人数）

19 諸会議

（１）抽選会

期 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）〇時〇分から〇時〇分まで

会 場 〇〇〇高等学校

出席対象者

（２）監督会議

期 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）〇時〇分から〇時〇分まで

会 場 〇〇〇高等学校

20 連絡事項

（１）参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒の全ての行動に対して責任を負うものとする。【必ず記載する。】

（２）参加生徒の競技中における疾病・傷害などの応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。【必ず記載する。】

（３）参加高等学校の競技用具提出について

〔例＝参加校は、日本卓球連盟公認球（硬球）を〇個提出〕

（４）プログラムについて

※プログラムの配布基準を記載する。〔例＝参加校に 1 部〕

※有料で頒布する場合はその旨及び価格を記載する。

- (5) 補助役員の依頼について（専門部申し合わせ事項を記載）
- (6) 参加校教職員の競技役員依頼について（専門部申し合わせ事項を記載）
- (7) その他、専門部申し合わせ事項

県高校総体実施要項

第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼 平成〇〇年度全国高等学校総合体育大会 新潟県予選会〇〇〇大会実施要項

- 1 主催 新潟県高等学校体育連盟
- 2 共催 新潟県教育委員会、公益財団法人新潟県スポーツ協会
開催地市町村教育委員会、当該県種目別競技団体
- 3 後援 ※必要な場合には、本連盟会長の承認を得て記載する。
- 4 主管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部
- 5 主管校 〇〇〇高等学校

- 6 期日
- 7 会場
- 8 競技日程
- 9 競技種目
- 10 競技規則
- 11 競技方法
- 12 引率・監督
- 13 参加資格
- 14 参加制限
- 15 申込方法
- 16 大会参加料
- 17 表彰

県総体開催基準要項及び

地区体育大会実施要項を参考に記載する。

- (1) 優勝した高等学校には、新潟県高等学校体育連盟が優勝旗を授与する。
- (2) 団体戦、個人戦ともに〇位までの入賞者に大会会長が賞状を授与する。
- (3) 優勝チーム出場選手に大会会長が賞状を授与する。
- (4) 優勝旗は、次期大会で返還する。

※上記の他、各専門部で定めたことを記載する。

- 18 宿泊
- 19 上位大会参加資格
- 20 諸会議
- 21 連絡事項

県総体開催基準要項及び

地区体育大会実施要項を参考に記載する。

様式3 大会参加申込書

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会参加申込書

大会会長 様

学 校 名 高等学校
連 絡 先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所
TEL () - () - ()

参 加 者 記 載 欄 ※ 大会実施要項により、監督・コーチ・マネージャー・選手・補員等の氏名・性別・職名・学年その他必要事項が記載できるように作成する。

合同チーム編成について（※合同チーム参加承認専門部のみ記載） 1 合同チーム編成 有 ・ 無 2 合同チームを編成する学校名 3 備考（特記すべき事項を記入できるスペース）
--

競 技 役 員		補 助 役 員	
記載責任者	印	引率責任者	印

上記の者は、本職員及び在学生徒であり、標記大会に参加することを認め、参加申し込みをいたします。

平成 年 月 日

〇〇〇高等学校長 氏 名 印

様式4 専門部連絡事項

平成 年 月 日

高等学校長 様

新潟県高等学校体育連盟
〇〇〇専門部長 氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇部〇〇〇について（連絡）

このことについて、下記により御連絡申し上げます。

記

- 1 県種目別競技団体（正式名を記載）からの連絡
 - （1）登録方法
 - （2）登録費及び登録費徴収方法
 - （3）その他
- 2 全国及び北信越高体連専門部からの連絡及び報告事項
- 3 専門部からの連絡及び報告事項
- 4 その他

様式5 競技役員委嘱及び派遣依頼状

平成 年 月 日

〇〇〇高等学校長 様
(所 属 長 様)

開催地区選出の副会長 --> 新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

ついては、競技の運営に万全を期すため、貴所属 様を競技役員に委嘱
したいので、御承諾のうえ、下記により派遣くださるようお願いいたします。

記

- 1 競技役員名
- 2 日 時 平成〇〇年〇月〇日（曜日）～〇月〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
- 3 会 場 〇〇〇高等学校体育館
- 4 役員集合時間 〇月〇日（曜日） 〇時〇分
- 5 その他（外部競技役員の場合）旅費は新潟県高等学校体育連盟が支給します。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼平成〇〇年度全国高等学校総合
体育大会新潟県予選会〇〇〇大会競技役員の委嘱等について（依頼）」
とする。

様式 6 競技役員委嘱状

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

開催地区選出の副会長 -----> 新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

ついては、下記のとおり競技役員に委嘱しますので、御多用のところ恐縮ですが、お引き受けのうえ、大会運営に御協力くださるようお願いします。

記

- 1 競技役員名
- 2 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）～〇〇月〇〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
- 3 役員集合場所
- 4 役員集合時間 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- 5 役員の服装
- 6 その他連絡事項
(外部競技役員の場合) 旅費を支給しますので、印鑑を持参してください。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を
「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼平成〇〇年度全国高等学校
総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会競技役員の委嘱について（依頼）」
とする。

様式 7 補助役員派遣依頼状

平成 年 月 日

〇〇〇高等学校長 様

開催地区選出の副会長 ----> 新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟〇〇〇専門部長

氏 名

主管校 〇〇〇高等学校長

氏 名

平成〇〇年度新潟県高等学校〇季地区体育大会

〇〇地区〇〇〇大会補助役員の派遣について（依頼）

標記大会を別紙大会実施要項により開催します。

ついては、競技の運営に万全を期すため、貴校生徒を補助役員に委嘱したいので、御承諾のうえ、下記により派遣くださるようお願いします。

記

1 生徒名及び役員名

氏 名	学年	役員名	氏 名	学年	役員名

2 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）～〇〇月〇〇日（曜日）
午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで

3 会 場

4 集合時間 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

5 その他

※ 県高校総体の場合

1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。

2 表題を

「第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会兼平成〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会〇〇〇大会補助役員の派遣について（依頼）」とする。

様式 8 地区体育大会プログラム表紙

平成〇〇年度
新潟県高等学校〇季地区体育大会
〇〇地区〇〇〇〇大会
兼 〇〇〇〇大会〇〇地区予選会

〔大会名は大きく、兼ねて開催する大会名は小さく記載する。〕

期 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） ～ 〇〇月〇〇日（曜日）
会 場 〔会場は全て記載する。〕
主 催 新潟県高等学校体育連盟
共 催 新潟県教育委員会
主 管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇〇部
主管校 〇〇〇〇高等学校

〔上記の他、専門部で定める機関・団体名を記載する。〕

様式 9 県高校総体プログラム表紙

第〇〇回新潟県高等学校総合体育大会 〔大きく〕
兼 平成〇〇年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会 〔小さく〕
〇〇〇〇大会 〔大きく〕

〔大会名は大きく、兼ねて開催する大会名は小さく記載する。〕

期 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） ～ 〇〇月〇〇日（曜日）
会 場 〔会場は全て記載する。〕
主 催 新潟県高等学校体育連盟
共 催 新潟県教育委員会
公益財団法人新潟県スポーツ協会
開催地市町村教育委員会
新潟県〈種目別競技団体〉
後 援 必要により記載する。
主 管 新潟県高等学校体育連盟〇〇〇〇部
主管校 〇〇〇〇高等学校

〔上記の他、専門部で定める機関・団体名を記載する。〕

様式１０ 大会終了礼状

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

開催地区選出の副会長 ----> 新潟県高等学校体育連盟副会長

氏 名

新潟県高等学校体育連盟○○○専門部長

氏 名

主管校 ○○○高等学校長

氏 名

平成○○年度新潟県高等学校○季地区体育大会

○○地区○○○大会の終了について（御礼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

標記大会の開催につきましては、格別の御支援と御協力をいただき誠にありがとうございました。おかげにより、盛会裏に無事終了することができました。

ここに大会の成績結果をお送りし、御礼並びに終了報告とさせていただきます。

※ 大会の成績結果を添付する。

※ 県高校総体の場合

- 1 発信者の筆頭を「新潟県高等学校体育連盟会長」とする。
- 2 表題を

「第○○回新潟県高等学校総合体育大会兼平成○○年度全国高等学校総合体育大会新潟県予選会○○○大会の終了について（御礼）」とする。

北信越高等学校体育連盟主催、共催大会

北 信 越 高 等 学 校 体 育 大 会

新潟県開催種目大会開催基準要項

1 総 則

- (1) 新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）と、北信越高等学校体育連盟（以下「北信越高体連」という。）が主催する北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会（以下「大会」という。）に関し、この開催基準要項を定める。
- (2) この大会開催基準要項は、北信越高体連が定める北信越高等学校体育大会（以下「北信越大会」という。）開催基準要項に準じて定める。

2 主 催

大会の主催は、北信越高体連とし、必要に応じて本連盟を含めることができる。

3 共 催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県教育委員会
- (2) 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）
- (3) 県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）
- (4) 開催地市町村教育委員会

4 後 援

大会には、本連盟当該種目別専門部（以下「専門部」という。）の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主 管

- (1) 大会の主管は、本連盟及び本連盟当該専門部とする。
- (2) 大会の主管に県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会の内容

- (1) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (2) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）のブロック予選を必要とする種目は、予選を兼ねて開催する。
- (3) 各競技の参加チーム数及び選手数は、大会期間中に終了することを限度とし、大会開催要項の変更及びチーム数、選手数の変更については、北信越高体連理事会において決定する。
- (4) 男子の部及び女子の部は、同時開催とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、北信越5県の各県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該種目の大会実施要項により大会参加資格を得た者に限る。
- (3) 選手は、平成12年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

- (4) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後の参加資格は、全国高校総体開催基準要項に準ずる。
- (7) 参加する選手は、あらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長及び所属高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を充たすと判断され、県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)アのただし書きについては、学年の区別を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。
 - ウ 上記アの別途定める規定は、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規定」に準ずる。
- (9) 上記(1)から(8)の他、北信越高体連種目別専門部で定める。

8 大会開催期間

- (1) 大会は原則として、6月第3土・日曜日開催とする。ただし、水泳競技及び駅伝競走は全国高校総体参加申し込等に支障のない期日に開催する。
- (2) 大会開催日数は、2日を超えないことを原則とする。2日を超える場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。
- (3) 天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は、本連盟と協議の上、変更することができる。

大会開催会場

大会開催会場は、本連盟加盟高等学校の施設及び県内の公営施設とする。

10 大会開催の決定

- (1) 大会は、北信越5県内において種目別に定められた順序の輪番で開催することを原則とする。
- (2) 大会の開催を予定する専門部は、大会開催年度前年の8月31日までに本連盟に次のことを報告する。
 - ア 開催地市町村名 イ 開催期日 ウ 会場
- (3) 大会の開催は、開催年度前年の9月上旬に開催する北信越高体連理事会で決定する。
- (4) 北信越高体連理事会承認後、やむを得ず期日又は会場を変更する場合は、参加県高体連専門部の了承を得て本連盟に連絡し、会長の承認を得る。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

但し、各県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

1 2 大会開催計画書及び大会実施要項案の提出

- (1) 専門部は、大会運営等について関係機関及び団体と緊密に連絡調整を行い、本連盟に計画書及び実施要項案を提出する。
- (2) 計画書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3) 計画書及び大会実施要項案は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (4) 本連盟は、上記計画書に基づいて検討し、本連盟理事会の承認を得る。

1 3 大会役員

- (1) 大会役員は、北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表のとおりとする。
- (2) 上記大会役員編成基準表は、別に定める。

1 4 競技役員

- (1) 競技役員の編成は、参加県高体連専門部で協議決定する。
- (2) 競技役員には、必ず救護係を置く。
- (3) 競技役員は、次の順序で委嘱する。
 - ア 新潟県参加校の教職員に委嘱する。
 - イ 本連盟加盟校の教職員に校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
 - ウ 県種目別競技団体関係者に所属長及び本人の承諾を得て委嘱する。
 - エ 新潟県以外の参加校生徒引率者に本人の承諾を得て委嘱する。
 - オ 競技役員の編成上、やむをえない実情のある場合は、新潟県外の参加県高体連専門部に依頼し、委嘱する。
- (4) 参加校以外の競技役員には、本連盟旅費支給内規により大会運営費から旅費を支給する。
- (5) 救護係については、次のとおりとする。
 - ア 救護係を本連盟加盟校の養護教諭に委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得る。旅費は、本連盟旅費支給内規により、大会運営費から支給する。
 - イ 救護係を本連盟加盟校以外の者に委嘱する場合は、大会運営費で必要経費を負担する。

1 5 補助役員

- (1) 補助役員は、本連盟加盟校当該種目運動部の部員に、校長及び担当顧問の承諾を得て委嘱する。
- (2) 補助役員は、会場の近距離にある加盟校から順次委嘱する。
- (3) 補助役員の食糧費等は、大会運営費で負担する。

1 6 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、北信越高体連が定める北信越高等学校体育大会開催基準要項及び参加県専門部申し合わせ事項により、専門部で作成する。
- (2) 専門部は、本連盟に大会実施要項12部を大会開催期日の30日前までに提出する。
- (3) 専門部は、大会案内状に大会実施要項・参加申込書・宿泊要項を添付し、参加県各専門部に送付する。

- (4) 上記書類の送付部数及び期日は、専門部で定める。
- (5) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。
- ア 主催 イ 共催 ウ 必要により後援 エ 主管 オ 開催期日
 カ 会場 キ 日程 ク 競技種目 ケ 競技規則 コ 競技方法
 サ 引率・監督 シ 参加資格 ス 参加制限 セ 申込方法 ソ 参加料
 タ 表彰 チ 宿泊 ツ 諸会議 テ 連絡事項 ト その他、専門部で必要な事項

17 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 大会参加料徴収基準は全国高校総体に準ずる。
- (3) 大会参加料の額は、団体戦及び個人戦ともに同年度全国高校総体参加料の3分の2程度とする。
- (4) 大会参加料は、当該種目大会の運営費に充てる。

18 大会の式典

- (1) 開会式及び閉会式等の式典に関することは、専門部で定める。
- (2) 開会式をやむを得ず大会開催日の前日に行う必要がある場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。

19 表彰

- (1) 団体戦入賞校及び個人戦入賞者に大会会長が賞状を授与する。
- (2) 団体戦及び個人戦の入賞に関することは、専門部で定める。
- (3) 賞状は、本連盟で作成する。
- (4) 優勝旗及び優勝杯等を関係機関・団体から授与する場合は、北信越高体連理事会の承認を必要とする。

20 プログラム

- (1) プログラムは、競技種目別プログラムとする。
- (2) 専門部は、大会開催期日の前日までに本連盟にプログラムを12部提出する。
- (3) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
- ア 正式大会名〔平成〇〇年度北信越高等学校体育大会〇〇〇競技大会〕
 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催 カ 必要により後援
 キ 主管
- (4) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
- ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
 エ 過去の成績 オ 以上の他、記載内容及び構成は専門部で定める。
- (5) プログラムには、商業広告は掲載しないこと、及び無料配布を原則とする。
- (6) やむを得ず商業広告の掲載及び有料販売をする必要がある場合は、会長の承認を必要とする。
- (7) プログラムの配布先及び配布部数は、専門部で定める。

21 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、次によりまかなうことを原則とする。

ア 本連盟補助金 イ 新潟県補助金 ウ 関係機関・団体からの補助金又は助成金 エ 大会参加料 オ 必要により広告料並びにプログラム販売代金

2 2 宿 泊

- (1) 大会関係者の宿泊に関することは、新潟県旅館環境衛生同業組合と協議し、開催年度の前年 9 月上旬に開催する北信越高体連理事会で審議決定する。
- (2) 専門部は、上記 (1) に基づき開催地市町村旅館組合と協議し、宿泊要項及び申込み用紙を作成する。

2 3 大会終了報告

- (1) 専門部は、大会終了後、報告書の作成を行い、部長の決裁を経て、12部を本連盟に提出する。
- (2) 大会終了報告書に記載する内容及び様式は、別に定める。

2 4 その他

- (1) 参加章、記念品等は贈与しない。
- (2) 他県役員等を招待するレセプションは行わない。
- (3) 専門委員長会議は大会期間中に開催し、年 1 回を原則とする。
- (4) 競技の組み合わせ抽選は、開催県の責任抽選とする。

2 5 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (3) 大会に参加している生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は、主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (4) 本開催基準要項は、昭和 6 1 年 4 月 1 日より施行する。

平成 1 6 年 4 月 1 2 日	一部改正
平成 2 1 年 4 月 9 日	一部改正
平成 2 7 年 4 月 9 日	一部改正
平成 3 1 年 4 月 1 1 日	一部改正

北信越高等学校体育大会新潟県開催種目大会役員編成基準表＜平成31・令和元年度＞

大会役員	県関係	県スポーツ協会	種目別競技団体	開催市町村	北信越高体連	県高体連
名 誉 顧 問	知 事					
名 誉 会 長	教 育 長					
名 誉 副 会 長		(会 長)		市 町 村 長		
			会 長			
大 会 長					会 長	
大 会 副 会 長				教 育 長	4 県 会 長	
顧 問	教 育 次 長					
		副 会 長				
参 与						副 会 長
					4 県 副 会 長	
	保健体育課長					
	高等学校教育課長					
		専 務 理 事				
		常 務 理 事				
			副 会 長			
				主 管 課 長		
大 会 委 員 長						専 門 部 長
大 会 副 委 員 長					4 県 専 門 部 長	
委 員						理 事 長
					4 県 理 事 長	
						事 務 局 長
						専 門 部 委 員 長
					4 県 専 門 部 委 員 長	
	保健体育課 課長補佐					
	保健体育課 関係指導係長					
	保健体育課 関係指導主事					
			理 事 長			
				主 管 課 長 補 佐		
						専 門 部 委 員

* 各県会長・副会長の記載潤は、役員名簿順(新潟・富山・石川・福井・長野)とする。

* 上記のほか、各専門部で定める。

全国選抜大会ブロック予選 新潟県開催種目大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が、北信越高等学校体育連盟（以下「北信越高体連」という。）が共催する全国高等学校選抜各種目大会（以下「全国高校選抜大会」という。）ブロック予選大会新潟県開催種目大会を主管することに関し、この開催基準要項を定める。

2 北信越高体連共催の定義

- （１）共催とは、北信越高体連が大会の企画又は運営に参画し、共同開催としての責任の一部を負担することをいう。
- （２）北信越高体連は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 本連盟主管の定義

- （１）主管とは、本連盟が大会運営に関する任務の一部を分担することをいう。
- （２）本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

4 北信越高体連が共催する大会の基準

- （１）公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と公益財団法人全国高等学校体育連盟が共同主催する全国高等学校選抜大会の北信越高体連関係ブロック予選大会であること。
- （２）ブロック予選大会は、次のとおりとする。
 - ア 新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県（北信越予選大会）
 - イ 新潟県・富山県（北越予選大会）
 - ウ 新潟県・長野県（信越予選大会）
- （３）北信越高体連設置専門部種目大会であること。

5 大会開催の申請

- （１）主催者は、本連盟当該種目専門部（以下「専門部」という。）と協議決定し、申請書を本連盟に提出する。
- （２）申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- （３）申請書は、大会開催年度前年の１０月３１日までに提出する。
- （４）本連盟は、上記（３）の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

6 大会参加資格

- （１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- （２）選手は、北信越５県（新潟・富山・石川・福井・長野）高等学校体育連盟に加盟している生徒であること。
- （３）選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- （４）選手は、各県予選大会において参加資格を得たものに限る。
- （５）上記の他、主催者と専門部で協議して定める。

7 大会開催期間

- （１）大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催する。

〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕

(2) 大会開催日数は、2日を超えないこととする。

8 大会役員

北信越高体連及び本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 参加県高体連会長は、大会副会長とする。
- (2) 本連盟副会長及び参加県高体連当該種目専門部長は、大会参与とする。
- (3) 本連盟当該種目専門部長は、大会副委員長とする。
- (4) 参加県高体理事長及び当該種目専門委員長は、大会委員とする。
- (5) 上記の他、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等で定めていない場合でも競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在学する学校の校長及び当該種目運動部顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 補助役員の食糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本大会開催基準要項により主催者が作成する。
- (2) 主催者は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 主催 ウ 共催〔北信越高等学校体育連盟〕
エ 後援 オ 主管〔新潟県高等学校体育連盟〕 カ 開催期日 キ 会場
ク 日程 ケ 参加資格 コ 参加制限 サ 参加料 シ 表彰
ス 宿泊 セ 全国高等学校選抜大会参加資格 ソ 諸会議 タ その他

12 大会参加料

大会運営経費として参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議決定する。

13 プログラム

- (1) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催 オ 共催
カ 後援 キ 主管

- (2) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。

ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
エ 上記の他、主催者が定める。

1 4 宿 泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、同年度北信越高等学校体育大会宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

1 5 大会終了報告

- (1) 主催者は、大会終了後早急に全国高校選抜大会に参加資格を得た高等学校名及び生徒名を本連盟に報告する。
- (2) 主催者は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

1 6 附 則

- (1) 北信越高体連が共催する各種目の北信越高等学校新人大会は、この開催基準要項を適用する。
- (2) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (3) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (4) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師の診療に係る費用は個人負担とする。
- (5) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成16年4月12日 一部改正

北信越高等学校体育連盟 共催大会基準要項

北信越高等学校体育連盟

1 共催大会の定義

- (1) 共催とは、北信越高等学校体育連盟（以下本連盟）が大会の企画又は運営に参画し、共同開催として責任の一部を負担することを言う。
- (2) 本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

2 共催大会の基準

- (1) (公財) 日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と(公財) 全国高等学校体育連盟（以下全国高体連）が共同主催する全国高等学校選抜大会のブロック予選。 [《 別表 》(1) 記載競技]
- (2) 本連盟設置専門部の競技種目大会。
- (3) 上記(1)以外で、本連盟理事会が認めている大会。 [《 別表 》(2) 記載大会]
- (4) 学業に支障がなく、教育活動の一環として無理の無いよう配慮されている。
- (5) 参加にかかる経費が、生徒の過重負担にならないよう配慮されている。

3 共催の申請

- (1) 主催者は、本連盟の設置専門部と協議決定し、「様式」に従い申請書を開催県の高体連事務局に提出する。
- (2) 申請書の提出期限は、新規申請においては大会開催前年の7月末日、継続申請においては大会開催年の7月末日とする。
- (3) 申請書を受け取った開催県の高体連事務局は、内容を確認のうえ、8月末日までに本連盟に送付する。
- (4) 本連盟は、上記(1)、(2)の申請に基づいて理事会で審議し、決定の場合は本連盟高体連会長名で申請者に対し承諾書を交付する。

4 大会参加資格

- (1) 選手は、北信越5県（新潟、富山、石川、福井、長野）高体連に加盟している生徒であること。
- (2) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (3) 選手は、各県予選大会等において参加資格を得たものとする。
- (4) 上記の他、主催者と専門部で協議して定める。

5 大会開催期間

- (1) 大会は、原則として土曜日、日曜日または長期休業中に開催する。

6 その他

- (1) 共催大会として承諾を受けた後、事業の中止または事業内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を本連盟事務局に届け出る。
- (2) 主催者は、大会終了後速やかに本連盟事務局にプログラム及び大会成績を提出する。
- (3) 大会の運営に不適当なことがある場合、本連盟は主催者及び関係専門部に是正を申し出る。

7 附 則

本基準要項は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年9月 一部改正「共催申請書の提出先と提出期日の変更」

《 別表 》

(1) 全国高等学校選抜大会のブロック予選を実施している競技 (14 競技)

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ①卓球 | ②ソフトテニス | ③ハンドボール |
| ④女子サッカー | ⑤バドミントン | ⑥ボート |
| ⑦レスリング | ⑧テニス | ⑨ボクシング |
| ⑩ホッケー | ⑪フェンシング | ⑫空手道 |
| ⑬ラグビー | ⑭なぎなた | |

(2) 本連盟が認めている大会 (8 大会)

- ① 北信越高等学校新人陸上競技大会
- ② 北信越高等学校水球競技新人大会
- ③ 北信越高等学校新人バスケットボール選手権大会
- ④ 北信越高等学校新人バレーボール大会
- ⑤ 北信越高等学校新人ソフトボール大会
- ⑥ 北信越高校剣道新人大会
- ⑦ 北信越高等学校弓道新人大会
- ⑧ 北信越高等学校ウェイトリフティング競技選抜大会

新潟県高等学校体育連盟共催、後援大会

新潟県高等学校体育連盟共催大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が、公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）が主催して開催する競技大会を共同開催することに関し、この開催基準要項を定める。

2 共催の定義

（１）共催とは、本連盟が大会の企画又は運営に参画し、共同開催としての責任の一部を分担することをいう。

（２）本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 共催する大会の基準

（１）公益財団法人日本スポーツ協会加盟種目別競技団体と公益財団法人全国高等学校体育連盟が共同主催する全国高等学校選抜大会の新潟県予選大会であることを原則とする。

（２）本連盟設置専門部種目であること。

（３）上記の他、次の条件を充たす大会であること。

ア 県種目別競技団体が主催する大会であること。

イ 大会の参加対象者が本連盟に加盟する高等学校に在籍する生徒のみであり、新潟県下全域を対象とする大会であること。

ウ 本連盟の方針及び施策に反しない大会であること。

エ 本連盟が共催する大会は、１専門部年度内１大会を原則とする。

4 共催の申請

（１）共催の申請は、主催者が申請書を本連盟に提出する。

（２）申請書に記載する内容及び様式は別に定める。

（３）申請書は、大会開催年度前年の１０月３１日までに提出する。

（４）本連盟は、上記（３）の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。

5 大会の内容

大会は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。

6 大会参加資格

（１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。

（２）選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。

（３）選手は、各高等学校の教育計画に基づいて行う課外活動として位置づけられた運動部（当該種目）の部員であること。

（４）上記（３）に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、会長の承認を必要とする。

（５）ア チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

イ 特例として、全日制課程が定時制課程に改組された場合は、改組後２年間に限り混成を認める。

- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 部員不足等に伴う複数校合同チームによる大会参加を認める。ただし、当該種目専門部が定める複数校合同チームに関する規定に基づき、会長が承認した場合に限る。
- (8) 選手は、あらかじめ健康診断を受け、また、在学する学校の校長の参加承認を必要とする。
- (9) 上記の他、主催者と専門部が協議して定める。

7 大会開催期間

- (1) 大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催することを原則とする。
〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕
- (2) 大会の日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (3) 競技規則等で3日を超える場合は、理事会の承認を必要とする。
- (4) 参加チーム数及び参加人数により3日を超える場合は、本連盟主催大会を予選とし大会のための地区予選会は開催しないことを原則とする。
〔全国高等学校体育連盟申し合わせ事項〕

8 大会役員

本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大会副会長とする。
- (2) 副会長は、大会参与若しくは大会顧問とする。
- (3) 専門部長は、大会副委員長とする。
- (4) 理事長及び専門委員長は、大会委員とする。
- (5) 上記の他、本連盟関係者の役職は、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等で定めのない場合でも、競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 在学する学校の校長及び当該種目運動部顧問の承諾を得て委嘱する。
- (2) 大会に参加する高等学校の部員に委嘱することを原則とする。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 補助役員の食糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本共催大会開催基準要項に基づき、主催者が専門部と協議決定し作成する。
- (2) 主催者または当該専門部は、大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに本連盟に提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 正式大会名 イ 主催 ウ 共催〔新潟県高等学校体育連盟〕 エ 後援
オ 主管 カ 開催期日 キ 会場 ク 日程 ケ 競技種目

コ 競技規則 サ 競技方法 シ 参加資格 ス 参加制限 セ 申込方法
ソ 参加料 タ 表彰 チ 宿泊 ツ 上位大会参加資格 テ 諸会議
ト 連絡事項及び諸注意 ナ その他専門部で必要な事項

1 2 大会参加申込

- (1) 大会に参加する高等学校は、主催者が作成する参加申込用紙により、校長及び引率責任者の連署で定められた期日までに申し込むこと。
- (2) 大会参加申込みの詳細については、大会実施要項の記載に従う。

1 3 大会参加料

大会運営経費として参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議決定する。

1 4 プログラム

- (1) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 正式大会名 イ 開催期日 ウ 会場 エ 主催
 - オ 共催〔新潟県高等学校体育連盟〕 カ 後援 キ 主管
- (2) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 大会役員 イ 競技役員 ウ 補助役員（高等学校名と人数）
 - エ 上記の他、主催者が定める。
- (3) プログラムに記載する高等学校名は、本連盟加盟校の略称校名とする。

1 5 宿 泊

大会関係者の宿泊は、本連盟宿泊要項により斡旋する。

1 6 大会終了報告

主催者または当該専門部は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

1 7 共催の取消し

次の事項に該当する場合は、共催を取り消すことがある。

- (1) 本共催大会開催基準要項に反した場合
- (2) 大会の実施に際し、違反又は著しく公益を害する等、高等学校教育の推進上不適当と認められる行為があった場合

1 8 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を含む。
- (2) 主催者の要請により、専門部を主管とすることができる。
- (3) 主催者の要請により、加盟校を当該高等学校長の承認を得て、主管校とすることができる。
- (4) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。
- (5) 大会に参加する生徒の競技中の疾病及び傷害等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。また、医師による診療に係る費用は個人負担とする。
- (6) 本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成29年4月12日 一部改正

平成31年4月11日 一部改正

新潟県高等学校体育連盟後援大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）が、公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟種目別競技団体（以下「県種目別競技団体」という。）が開催する競技大会を後援することに関し、この開催基準要項を定める。

2 後援の定義

- （１）後援とは、本連盟が大会の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- （２）本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 後援する大会の基準

- （１）県種目別競技団体が主催する大会であること。
- （２）本連盟設置専門部種目であること。
- （３）参加対象が本連盟加盟校に在籍する生徒で、かつ新潟県下全域にわたる大会であること。
- （４）各専門部種目につき、年度内１大会を原則とする。
- （５）上記（４）の他、本連盟設置専門部種目の国民体育大会新潟県予選会を後援大会に加えることができる。

4 後援の申請

- （１）後援の申請は、主催者が申請書を本連盟に提出する。
- （２）申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- （３）申請書は、大会開催年度前年の１０月３１日までに提出する。
- （４）本連盟は、上記（３）の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。
- （５）本連盟会長（以下「会長」という。）は、年度途中において後援申請のあった大会について、その大会の内容が本要項に照らし合わせ、相応と認めるものについて、後援を認めることができる。

この場合、会長はその結果を直近の理事会で報告するものとする。

5 大会の要件

- （１）大会の規模、日程などが参加生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業にも支障がないこと。
- （２）参加生徒の安全について適切な配慮を行っていること。
- （３）大会参加に要する経費の負担が過重でないこと。
- （４）大会が営利などの目的で開催されるものでないこと。
- （５）表彰は、生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品を授与しないこと。
- （６）本連盟の方針及び施策に反しない大会であること。

6 大会参加資格

- （１）選手は、学校教育法第１条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- （２）選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。
- （３）選手は、あらかじめ健康診断を受け、また在学する学校の校長の承認を必要とする。
- （４）その他、主催者と専門部が協議して定める。

7 大会開催期間

- (1) 大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催すること。
- (2) 大会開催の日数は、3日を超えないこと。
- (3) 大会のための地区予選会は、開催しないこと。

8 大会役員

本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大会顧問とする。
- (2) 専門部長は、大会参与又は大会顧問とする。
- (3) 専門部委員長は、大会委員とする。
- (4) 上記本連盟役員が主催団体の役員を兼ねている場合、又は上記以外の本連盟関係者の役職は、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等に定めのない場合でも、競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在学する学校の校長及び当該顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本後援大会開催基準要項を考慮し、主催者が作成する。
- (2) 主催者または当該専門部は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。

12 大会参加料

大会運営経費として、参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議して定める。

13 宿 泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は、参加生徒の過重負担にならないよう配慮し、同年度本連盟宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

14 大会終了報告

主催者または当該専門部は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

1 5 後援の取消し

次の事項に該当する場合は、後援を取り消すことがある。

- (1) 本後援大会開催基準要項に反した場合
- (2) 後援大会の実施に際し、違反又は著しく公益を害する等、高等学校教育の推進上不
適当と認められる行為があった場合

1 6 附 則

- (1) この開催基準要項でいう高等学校には、本連盟に加盟する中等教育学校後期課程を
含む。
- (2) 主催者の要請により、専門部を主管とすることができる。
- (3) 主催者の要請により、加盟校を当該高等学校長の承認を得て主管校とすることがで
きる。
- (4) 大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し
責任を負うものとする。
- (5) 本開催基準要項は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 4 月 1 2 日 一部改正

平成 3 1 年 4 月 1 1 日 一部改正

参 考 資 料

北信越高等学校体育大会開催基準要項

昭和41年 1月制定 昭和48年 9月改訂 昭和57年 9月改訂
昭和59年 9月改訂 昭和61年 9月改訂 昭和63年 9月改訂
平成 3年 9月改訂 平成10年 9月改訂 平成11年 9月改訂
平成12年11月改訂 平成17年 9月改訂 平成18年 9月改訂
平成19年11月改訂 平成22年 9月改訂 平成25年 9月改訂
平成26年 9月改訂 平成28年 9月改訂 平成30年 9月改訂

北信越高等学校体育連盟

北信越高等学校体育大会（以下「大会」という。）は、スポーツをとおして北信越5県（長野・新潟・富山・石川・福井）の高等学校生徒相互の親睦を深め、技能の向上とアマチュアスポーツの精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するものである。

実施にあたって、一層円滑な運営を期するため、開催県の関係機関・団体と緊密な連絡をとり実施する。

1 主 催

大会の主催は、北信越高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）とし、必要に応じて開催県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）、関係競技団体を含めることができる。

2 共 催

開催県教育委員会

開催県体育協会

開催県体育協会開催種目別競技団体

開催地市町村教育委員会

必要に応じて、開催地市町村、開催地市町村体育協会及び開催地市町村体育協会開催種目別競技団体を含めることができる。

3 後 援

大会には、必要により開催県、開催地市町村、開催地市町村の関係機関、団体、その他（新聞社等）を後援団体とすることができる。

4 主 管

開催県高体連

開催県高体連専門部

その他、必要に応じて開催県高体連が決定する。

5 大会運営

- (1) 大会は、北信越5県内を種目別に定められた順序の輪番で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は、開催県高体連が決定する。
- (3) 種目別競技の運営は、開催県高体連当該専門部が他の主管団体と提携してあたる。
- (4) 競技方法は各種目とも学校対抗とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 各競技の参加チーム数、選手数は大会期間中に終了することを限度とし、大会要項の変更及びチーム数、選手数の変更については理事会において決定する。

6 大会開催種目

競技種目は、次のとおりとする。

- (1) 陸上競技 (2) 駅伝競走 (3) 体操 (4) 水泳 (5) バスケットボール (6) バレーボール
- (7) ソフトテニス (8) ハンドボール (9) サッカー (10) ラグビーフットボール
- (11) バドミントン (12) ソフトボール (13) 相撲 (14) 柔道 (15) 剣道 (16) ボート
- (17) レスリング (18) 弓道 (19) テニス (20) 卓球 (21) 自転車競技 (22) ボクシング
- (23) ホッケー (24) ウエイトリフティング (25) ヨット (26) フェンシング
- (27) 空手道 (28) 登山 (29) アーチェリー (30) なぎなた (31) 少林寺拳法 (32) カヌー

7 大会開催期日

大会は、原則として6月第3土・日曜日開催とし、水泳については7月20日以降、全国高等学校総合体育大会（以下、「全国高校総体」という。）参加申込みに支障のない期日に実施すること。

8 大会開催日程

大会日数は、2日を超えないことを原則とする。ただし、天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は開催県高体連と協議のうえ変更することができる。

9 大会開催の決定

- (1) 新たに大会の開催を希望する種目は、北信越5県の当該専門部長間で協議し、実施要項案に予算書を添え、県高体連会長並びに北信越高体連会長に申請書を提出する。
- (2) 申請書は、大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。
- (3) 本連盟は、上記(2)の申請にもとづき、本連盟理事会において実施の可否を決定する。
- (4) 実施種目並びにその開催県は、開催年度の前年の理事会において決定する。

10 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

11 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、北信越5県各県高体連に加盟している生徒で、当該競技実施要項により大会の参加資格を得た者に限る。
- (3) 年齢は、平成____年（20__年）4月2日以降に生まれた者とする。（____部分の数字は開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。
 - ①「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。＊ベンチに入ることは「出場」とみなす。
 - ②大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は原則として認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り、合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高体連会長の認可があればこの限りでない。大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する各県高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)．(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、県高体連会長が推薦した生徒について、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規程」に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

12 大会役員

大会役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 北信越高体連会長
 - (2) 副会長 開催市町村の教育長および会長県以外の高体連会長
 - (3) 参 与 北信越各県高体連副会長
 - (4) 委員長 開催県高体連当該専門部長
 - (5) 副委員長 開催県以外の高体連当該専門部長
 - (6) 委 員 北信越各県高体連理事長・北信越各県高体連当該専門委員長
 - (7) その他、必要により、名誉会長、名誉副会長、顧問等をおくことができる。
- また、会長、委員長以外の委員については関係者を追加することができる。

13 競技役員

- (1) 競技役員は、開催県内の者に委嘱することを原則とし、必要があれば開催県以外の県の引率者に本人の承諾を得て委嘱することができる。
- (2) 競技役員の編成上、止むを得ない場合は他の参加県に依頼することができる。この役員の旅費等の経費は当該種目の大会運営費から支出する。

14 大会参加料

- (1) 大会参加者は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、各種目とも団体競技個人種目ともに同年度全国高校総体参加料の2／3を上限とする。
- (3) 参加料は、当該種目の大会運営費にあてる。

15 表 彰

- (1) 各種目とも上位入賞者に賞状を授与する。競技ごとの入賞者数は別に定める。
- (2) 優勝旗、優勝杯等は本連盟理事会の承認を得て、種目ごとに授与することができる。

16 その他

- (1) 参加章、記念品等は贈与しない。
- (2) 他県役員を招待するレセプション等を行わない。
- (3) 専門委員長会議は大会期間中に開催し、年1回を原則とする。
- (4) 競技の組合せ抽選は、開催県の責任抽選とする。

【北信越高等学校体育大会申し合わせ事項】

- 1 開会式を前日開催する場合は、本連盟の承認を必要とする。
- 2 各種目開催県の参加料並びに宿泊料金は、本連盟理事会の承認を必要とする。
- 3 北信越5県高体連関係者本大会役員についての委嘱状は必要としない。
- 4 開催県外の競技役員を依頼する場合は、開催県の高体連会長名で依頼する。
- 5 各種目開催県高体連事務局は、下記書類を他4県事務局に一括して送付する。
 - ① 大会実施要項 2部・・・作成後早急に
 - ② 大会プログラム 2部・・・大会終了後早急に
 - ③ 大会成績、結果報告 2部・・・大会終了後早急に

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 主 催

（1）大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催県とする。（総合ポスター等に記載する）

（2）競技種目別大会については、上記（1）の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。

なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

4 後 援

（1）大会の後援は、スポーツ庁・（公財）日本スポーツ協会及び日本放送協会とする。

（2）競技種目別大会については、上記（1）の他に開催地都道府県体育協会及び会場地市町村体育協会等を加えることができる。

5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会協賛要項」「全国高等学校総合体育大会競技種目別協賛要項」及び「スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

7 大会開催の順序と地域区分

（1）大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

（2）夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域（東・中・西）ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。

但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。

（3）冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。

（4）夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。

なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地 域	ブロック	都 道 府 県
	東	北海道 東 北 関 東	北海道 (北) 青森・岩手・秋田/(南) 宮城・山形・福島 (北) 茨城・栃木・群馬・埼玉/(南) 千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東 海 近 畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中 国 四 国 九 州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部) 福岡・佐賀・長崎・大分/(南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

10 大会の内容

- (1) 競技は次のとおりとする。

ア. 夏季大会（30 競技）

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法

※ヨットについては、平成27～36年度の間、和歌山県にて固定開催とする。

イ. 冬季大会（4 競技）

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催とする。

- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。
- (4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。
- (5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。
但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

11 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

12 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、___年4月2日以降に生まれたものとする。（___部分の数字は開催当該年度－19となる）
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
ア. 上記（1）（2）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

- イ. 上記（３）の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技３回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

- １ 学校教育法第 72 条、115 条、124 条及び 134 条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- ２ 以下の条件を具備すること。
 - （１）大会参加資格を認める条件
 - ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。
 - （２）大会参加に際し守るべき条件
 - ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

- （１）（公財）全国高等学校体育連盟「マーク」（以下「高体連マーク」という）は、昭和 25 年に制定された本連盟標章を使用するものとする。
- （２）高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。
- （３）高体連マークの使用に関しては、『（公財）全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。
- （４）インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

16 実行委員会

- （１）開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- （２）実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ア. 名称

- イ. 目的
 - ウ. 組織
 - エ. 役員
 - オ. 管掌内容
 - カ. 経理方法
 - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- ア. 大会運営の予算及び決算
 - イ. 競技施設の計画
 - ウ. 総合開会式
 - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
 - オ. 競技種目別大会実施要項
 - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費(受益者負担)等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。
- ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県別別途作成）・各都道府県開催基本構想）
 - イ. 実行委員会規程・役員
 - ウ. 大会愛称・スローガン
 - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
 - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の8月末までに総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
- ア. 期日
 - イ. 会場
 - ウ. 競技種目
 - エ. 競技日程

- オ. 競技規則
- カ. 競技方法
- キ. 引率・監督
- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

- (3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については4月20日、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

20 大会参加章（ＩＤカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されてない場合は都道府県実行委員会）が必要と認めたものに支給する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。

- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

22 表彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。

ア. 競技別団体（関係種目のみ）	5 部
イ. 競技役員（関係種目のみ）	1 部
ウ. 都道府県高等学校体育連盟（全競技種目）	2 部
エ. 競技種目別都道府県代表監督（関係種目のみ）	1 部
オ. 参加校各校につき（団体関係種目のみ）	2 部
カ. 報道関係者	申込人数の 1/4
ただし単独競技取材社（関係種目のみ）	1 部
キ. 本連盟（全競技種目）	40 部

24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
 - ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて 10 名以内
 - イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて 5 名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

26 宿 泊・弁 当

《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催の前年の8月末までに総体中央委員会に提出する。

なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、開催地都道府県実行委員会と本連盟が協議する。

《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 夏季大会の(2)に準ずる。
- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るものとする。
但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。
- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センター及びプレスセンターを設置し、

その経費を負担する。

- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したものに限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収する際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を得なければならない。

31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附 則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

昭和 41 年 11 月 第一次改正

昭和 45 年 11 月 第二次改正

昭和 49 年 4 月 第三次改正

昭和 52 年 11 月	第四次改正	
昭和 55 年 11 月	第五次改正	
昭和 57 年 5 月	第六次改正	
昭和 63 年 5 月	第七次改正	
平成 5 年 5 月	第八次改正	
平成 5 年 11 月	第九次改正	
平成 8 年 11 月	第十次改正	[出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]
平成 9 年 4 月	第十一次改正	[統廃合対象校の参加]
平成 9 年 11 月	第十二次改正	[4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの]
平成 11 年 5 月	第十三次改正	[中国等帰国生徒]
平成 12 年 11 月	第十四次改正	[4 月 2 日以降に生まれたものとする]
平成 16 年 3 月	第十五次改正	[引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項] [会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体]
平成 17 年 3 月	第十六次改正	[大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)] [実行委員会 (4) 中央委員会の承認] [宿泊 (5) 宿泊料金の決定]
平成 18 年 12 月	第十七次改正	[大会開催地の決定]
平成 20 年 3 月	第十八次改正	「大会参加資格の改正」
平成 20 年 12 月	第十九次改正	「入場料について」
平成 21 年 5 月	第二十次改正	「大会参加資格 72 条、115 条の改正」
平成 22 年 3 月	第二十一次改正	「主催の改正」
平成 23 年 3 月	第二十二次改正	「決定主体明確化」「開催地の決定」他
平成 24 年 9 月	第二十三次改正	「共催、休学・留学の扱いの追記、宿泊の改正」
平成 25 年 4 月	第二十四次改正	「プログラムの改正、高校生活動の追記、配宿センター・記録センター等の追記」(なお、この変更は、平成 26 年度からの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より適用する。)
平成 25 年 9 月	第二十五次改正	「大会参加資格」の項、字句修正・追記
平成 28 年 5 月	第二十六次改正	「ブロック開催に伴う字句修正」「後援の改正」「宿泊・弁当の改正」「インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマーク、肖像権の追記」 平成 28 年 6 月 1 日から施行
平成 30 年 5 月	第二十七次改正	「後援」の項の団体名改正、「大会開催時期及び期間」の項の追記、「引率・監督」の項の追記、高体連マーク・インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークの項の一部修正、実行委員会の項の一部修正、プログラムの項の一部修正

1 条校以外の学校の全国高校総体参加について

1 経 費

大会参加等経費は各都道府県高体連の判断に委ねる。

（対等の立場で参加させるのが原則である。従って所要の経費は負担をする）

2 登録及び記録の公認

（1）各競技の記録の公認には競技団体への登録が最低条件であり、各競技団体へ登録すること。

（2）総体参加の選手登録（個人・団体）は、各競技団体と高体連専門部との判断に委ねる。

（3）総体は高体連主催であり、大会記録は認める。

（4）他の記録の扱いに関しては各競技団体及び高体連専門部と協議する。

3 参加資格審査基準

（1）審査基準は参加の「特例」及び「別途に定める規定」を遵守すること。

（2）資格審査は各都道府県高体連で行う。問題が生じた場合は、総体検討小委員会において判断する。（参加希望校との事前の十分な話し合いを持つこと）

（3）1条校の高等学校についての各都道府県高体連への加盟は学校設置者及び校長の判断によるが、加盟を取り消した場合は参加を認めない。（未加盟での大会参加は特例である）

（4）高等学校では全国大会への参加は年2回程度とする。
未加盟校も大会日程等十分考慮した上で参加すること。

（5）高等専門学校については3学年までの年齢は平成12年4月2日以降に生まれたものとする。
（同一学年での参加は同一種目1回限り）

4 健康管理

選手の健康管理は、参加校が責任を以て行うべきものであり、最悪の事故も対処できる条件を整えて参加すること。

5 派遣費補助

派遣費補助については、各都道府県高体連は都道府県教育委員会に報告し、理解を得て善処方お願いすること。

6 役員派遣

未加盟校に対する役員派遣依頼については、審判等大会運営に十分協力願える有資格者の派遣について、今後高体連専門部で検討していく。

7 そ の 他

（1）各都道府県内の大会及びブロック大会については、今後各都道府県高体連及びブロック高体連で検討する。

（2）選抜等大会については、今後、関係団体と協議していく。

外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するということは、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。

参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね 20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

補 則

(1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。

(2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。

① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね 20%以内とする。

② 個人種目では、各学校のエントリー数（種目数ではない）の概ね 20%以内とする。但し、当該校のエントリー人数が 5 人未満の場合は、1 人以内とする。

(3) 大会参加資格の確認方法

① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。

② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。

③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について

（ア） 「4月入学の外国人留学生」の概念等

4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。

（イ） 申請時添付書類

・ 入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）

・ 在留資格認定証明書 写

（在留資格認定証明書は、日本に入国時パスポートに押印後に回収される書類のため、日本入国前に写し（コピー）をとる必要がある）

・ パスポート 写

・ 就学ビザ 写

・在留カード写

(ウ) 夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、但し登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「在留カードの交付日」により確認する。

《冬季インターハイ》

4月入学の外国人留学生の冬季インターハイへの参加については、基本的には夏季インターハイと同じ流れであるが、登録及び出場申請（様式1-①）については、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（△1）以前に行うことが必要であり、修学の実事が証明できる資料が不可欠である。そのうえで、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、大会参加申込みを行う。よって、夏季インターハイ予選の最終申込締切日以降に修学開始の生徒は、その年度の冬季インターハイへの出場も認められない。

但し、4月入学・修学の留学生で、入学当初入部せず、年度途中から入部し、大会出場の希望がある場合には、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、登録及び出場申請（様式1-①）と大会参加申込みを行う。その際、都道府県専門部長は、都道府県高体連事務局に当該都道府県の夏季インターハイの最終申込締切日を確認し、当該留学生がその日までに修学している事実を確認する。

【△1：夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日とは、都道府県によっては、種目によって申込締切日が異なるため、各都道府県の種目の中で申込締切日が最も遅い種目の申込締切日のことである】

なお、制度として後期入学を規定している単位制の高校で、正規の手続きを経て、受入校が入学を許可する場合は、「在留カードの交付日」が予選申込締切日までであれば、冬季インターハイへ参加できることとする。

＊ 夏季・冬季インターハイともに、出場資格を有するのは基本的に4月入学の外国人留学生となる。やむを得ない事情で入学許可や修学が遅れることも考えられる。

しかし、このような場合においても、出場及び登録申請の締め切りは、理由の如何にかかわらず、夏季インターハイについては、その出場希望種目の予選（都道府県総体）申込締切日、冬季インターハイについては、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（上記△1参照）までとする。

また、上記最終申込締切日以降に入学許可された外国人留学生は、夏季・冬季を含め、その年度のインターハイに出場することはできない。

(エ) 都道府県高体連専門部長は、上記(イ)の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

(オ) 大会参加申請（外国人留学生選手登録(または登録更新)申請を含む）には、別紙様式1-

①または②（学校⇒専門部）・2（専門部⇒高体連）を使用する。

(4) インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対する取り扱い

① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。

- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
 但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成30年5月22日から適用する。

平成6年11月15日	制 定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月5日	一部改正	「文言の一部訂正」
平成30年5月22日	一部改正	「申請時添付書類の改正」

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止[学級減を含む]を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

平成25年5月21日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成25年12月6日 一部改正「募集停止[学級減を含む]」追記